

## 2020 労働基準月間への連合東京・会長メッセージ

### 新型コロナ感染禍だからこそ、労働基準法遵守の環境づくりを！

新型コロナ感染拡大防止に向けて積極的に取り組みを進めている構成組織の皆様に敬意を表します。

働く仲間の組織・連合として首都東京の活動を担う119万人の連合東京は、1947年に労働基準法が施行された9月を記念し、今年も9月を「労働基準月間」として、労働者の権利保護と拡充をめざして労働関係法規の遵守を社会にアピールします。



一昨年来、「働き方改革」で労働基準法や労働契約法など労働に関する法律は「70年ぶりの大規模改正」となり、昨年4月より順次、罰則付き時間外労働の上限規制が適用され、今年4月には、雇用形態による不合理な不均等・不均衡待遇を禁止するいわゆる「同一労働同一賃金などの法施行」が大企業よりスタートし、2021年4月には中小企業にも適用されます。

大きな社会問題であった無期雇用契約社員と有期雇用契約社員との処遇格差の問題、過労死の発生などの長時間労働問題が、労働者のくらしと仕事の両立支援と相まって改善されるべき大きな転換点です。

私たちの合言葉である「働く者にとっての働き方改革」を実現するためにも、労働基準遵守の環境づくりが重要です。

今、新型コロナ禍において様々な働き方が広がっている中、法改正の趣旨を理解し、改正内容の徹底と万全な対応準備を労働組合が率先して行い、社会に拡げていく必要があります。

私たちは、長時間労働の改善に向けた36協定締結と労使協議、有給休暇付与義務、無期雇用契約労働者・有期雇用契約労働者との処遇格差解消を様々なセミナーや広報を通じて徹底し、併せて東京都最低賃金1,013円の周知についても、情報発信や街頭行動で構成組織、地域協議会、地区協議会が一丸となってALL RENGO-TOKYOで取り組みます。

最後に、「安心して働ける環境」づくりには、行政はもとより労働者を代表する私たち連合東京の不断の努力と取り組みが不可欠であり、様々な形で使用者や都内で働く労働者へ広くアピールしていきます。

正社員、パート・アルバイト、有期労働者、派遣労働者、高齢再雇用者、外国人労働者、障がいをもつ労働者、育児・介護や病気の治療をしながら仕事をする労働者、すべての労働者が安心して働ける雇用環境の整備に取り組みながら、セーフティーネットについては、国や東京都にその拡充を働きかけていきます。

併せて、働く者の労働基準確保には仲間の助け合いの組織である「労働組合」が必要なことを強くこの月間でアピールしていきます。

2020年9月2日

日本労働組合総連合会東京都連合会  
会長 杉浦賢次